

6. 年金 National Pension

国民年金

【担当：住民福祉課】

◇国民年金

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の農業や自営業の方、学生や厚生年金に加入していない方は、国民年金第1号被保険者への加入が必要です。国民年金保険料の納付方法は、金融機関やコンビニエンスストアでの現金納付のほか、口座振替、クレジットカード納付等があり、お得な前納制度もあります。また、保険料の納付が困難な場合には、免除制度があります。

・令和3年度国民年金保険料：16,610円（1か月） ※令和3年4月1日現在

配偶者の加入している健康保険等の被扶養者の方（国民年金第3号被保険者）の手続きは配偶者の勤務先で行います。

◇老齢年金

老齢基礎年金等を受け取るためには、「年金請求書」の提出が必要です。

年金の受給権（年金を受け取る権利）が発生する方には、受給権が発生する年齢となる3か月前に、日本年金機構から「年金請求書」が送付されるので、必要な添付書類をそろえて請求を行ってください。

また、老齢基礎年金は原則65歳から受け取れますが、60歳から64歳までの間に繰上げして請求を行うことができます。なお、繰上げ請求には年金額が減額されるなどの注意点がありますので、事前にお問い合わせください。

・令和3年度老齢基礎年金額：780,900円（満額、年間） ※令和3年4月1日現在

◇障害年金

障害基礎年金は、国民年金に加入している間、または20歳前、若しくは60歳以上65歳未満の間に障害の原因となった病気やけがの初診日がある方が対象となります。

・令和3年度障害基礎年金額：976,125円（1級）、780,900円（2級）

※令和3年4月1日現在

国民年金の主な届出

こんなとき	必要な手続き
①厚生年金保険から抜けたとき	厚生年金資格喪失の証明書、年金手帳を持参して役場窓口にお越しください。
②配偶者の扶養になるとき	配偶者の勤務先で手続きしてください。
③60歳になり、納付期間を終えたとき	特に届出はありませんが、過去に未納期間があればその分を納付することができます。納付を希望される場合には任意加入の申出を行ってください。
④65歳になり、年金を請求したいとき	日本年金機構から送付される「年金請求書」に必要事項を記入し、必要な添付書類をそろえ、役場窓口にお越しください。